

広島県告示第六百十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十年七月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
福山医療生活協同組合	福山医療生活協同組合	福山市木之庄町三―六―一〇	福山医療生活協同組合ふれあい居宅介護支援事業所	福山市駅家町万能倉九六―三	平成二〇年三月三十一日
社会福祉法人福山市社会福祉協議会	社会福祉法人福山市社会福祉協議会	福山市三吉町南二丁目一番二二号	福山市社会福祉協議会内海居宅介護支援事業所	福山市内海町八八番地六〇	平成二〇年三月三十一日
株式会社花水木	株式会社花水木	東広島市黒瀬町上保田九九番地四	はなみずき居宅介護支援事業所	東広島市黒瀬町上保田九九番地四	平成二〇年四月一日
医療法人メデイカルパーク	医療法人メデイカルパーク	広島市安佐南区祇園二丁目四二番一四号	野村病院居宅介護支援事業所「さおん」	広島市安佐南区祇園二丁目一四番三号	平成二〇年四月三〇日
有限会社愛・サポートセンター	有限会社愛・サポートセンター	福山市王子町二丁目一九番一八号	愛・サポートセンター愛・燦燦	福山市王子町二丁目一九番一八号	平成二〇年四月三〇日